

農地法第3条（農地の権利移動）の許可

農地の売買、贈与、交換、賃貸借、使用貸借など権利の移動については、農地法第3条第1項の規定により、農業委員会の許可が必要。ただし、相続については許可は不要であるが、届け出が必要。

同条第2項では、許可ができない場合が規定されている。

☆許可できない場合

【農地法第3条第2項】

以下、第1号から第7号のいずれかに該当する場合は許可できない。

- 第1号 権利取得者の世帯員等・農作業従事者の人的要件、機械の所有状況から見て、取得後において耕作に供すべき農地すべてを効率的に利用して耕作することが認められない場合
 《具体例：現在権利を有する農地の一部を耕作放棄しているなど》
- 第2号 農地所有適格法人（旧呼称：農業生産法人）以外の法人が権利を取得しようとする場合
- 第3号 信託の引受けにより権利を取得される場合
 ※信託会社、信託銀行等による農地の信託を認めないという趣旨
- 第4号 権利取得者又はその世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 権利取得後の下限面積（青森市 50 a、ただし、旧野内村地区 20 a）に達していない場合
- 第6号 転貸の場合
- 第7号 農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域での農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

☆農地所有適格法人（旧呼称：農業生産法人）以外の法人について貸借に限り許可できる場合

【農地法第3条第3項】※前項第2号及び第4号に係る部分に限る。

以下、第1号から第3号のすべてを満たす場合は許可できる。

- 第1号 貸借する条件として、その農地を適正に利用されていない場合には貸借の契約を解除する旨を書面により交わしていること。
- 第2号 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- 第3号 権利を取得しようとする法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作事業に常時従事すると認められること。